

長ス協第 17 号
令和 4 年 4 月 25 日

競技団体代表者 様
地区スポーツ協会代表者 様
小・中・高・大学体育連盟代表者 様
総合型地域スポーツクラブ代表者 様
スポーツ少年団単位団代表者 様

(公財) 長岡市スポーツ協会
会 長 市 村 輝 男

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う今後のスポーツ活動について (依頼)
(令和 4 年 4 月 25 日時点)

このことについて、長岡市から別紙のとおり依頼がありました。

今後、貴団体の実施するスポーツ活動においては、教学教内第 70 号「部活動実施上の留意事項について (通知)」に基づき、下記のとおり対応をお願いします。

つきましては、貴団体内に周知いただき、引き続き、長岡市と連携した感染拡大防止にご協力をお願いします。

記

1 小学生のスポーツ活動について

(1) 活動の取扱いについて

- ① 自チーム・クラブまたは通常の活動場所における活動を基本とする。
- ② 練習試合、合同練習については、近隣市町村において近隣市町村の団体または団体同士での活動のみ可能とする。ただし、実施にあたっては、その必要性を慎重に検討し、実施の可否を判断すること。

(2) 大会等への参加について

- ① 県内の大会等への参加を可能する。
- ② 学校体育連盟及び競技団体等の主催する大会への参加を除き、県外への遠征及び県外の団体との交流は行わない。
- ③ 大会等への参加にあたっては、十分な感染症対策が講じられていることを事前に確認し、必要性を慎重に検討し、参加の可否を判断すること。

2 中学生のスポーツ活動について

(1) 活動の取扱い、大会等への参加については、上記 1-(1)、(2) に準ずる活動とすること。

3 対策及び留意事項について

- (1) 朝の検温及び活動前の健康観察を確実に行うとともに、発熱や通常時と比べて少しでも疑わしい症状（咽頭痛、だるさ等）がある場合は、活動に参加させないこと。
- (2) 実施にあたっては、感染が発生することを想定し、感染拡大を最小限にとどめるよう配慮すること。これまでの感染拡大防止対策を一層徹底すること。
- (3) 基本的な感染防止策（マスク着用、手洗い、三密の回避）の徹底を心がけること。
- (4) 熱中症の身体へのリスク観点からも、運動中は原則マスクを着用しないこととする。ただしマスクの着用を希望する者については、その意向を尊重することとし、その場合は、マスクを着用していても苦しくない負荷での運動に限ること。
- (5) 運動中のマスクの着用については、身体へのリスクを考慮し、身体的距離を保ちながら、クールダウンで呼吸を整える時間を設けるなどの配慮を行うこと。
- (6) 活動終了後、自宅に帰るまでの間、身体的距離を保てない場合は、マスクを着用すること。
- (7) 活動場所の換気は、スペースに関係なく常時外窓を開けて行うなどの対策を講じること。
- (8) 器具や用具を共用する場合は、使用前後の手洗い、手指消毒を徹底し、器具や用具の消毒を行うこと。

4 活動状況の把握について

- (1) 活動を行う際には、指導者は活動状況を確認し、上記対策及び留意事項の徹底を図ること。
- (2) 毎活動時の参加者の活動内容の把握と名簿管理を徹底すること。

5 その他

- (1) 高校生対象の活動については、最新の県立学校長宛て、「部活動実施上の留意事項について（通知）」に準ずることとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後も状況に応じて方針を変更することがあります。今後の情報に十分に留意してください。